

社会福祉法人 双葉会 定款細則

(理事長の専決事項)

第1条 定款第9条第1項ただし書きにいう理事長の専決事項を次のとおり定める。

- (1) 職員の任免。ただし、施設長の任免その他重要な人事を除く。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債務の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人で有利であると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの。
なお、当該契約について理事長個人が特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち1号に定めるような軽微なもので一の契約金額が2号に定める金額以下のもの。
なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- 1 ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等

2

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	160万円
上記に掲げるもの以外	100万円

- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。取得、改良に係る契約については(5) 2号に定める金額の範囲内とする。
なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ただし、1個又は1組の取得価格が100万円を超える物品の売却、廃棄については専決事項から除くものとする。
なお、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 施設利用者の日常の処遇に関すること。
- (10) 寄附金の受入に関する決定。ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。
なお、寄附金の募集に関する事項は専決できない。

附則

1. この細則は平成15年4月1日から施行する。